令和7年度

島牧村教育行政執行方針

島牧村教育委員会

令和７年度 教育行政執行方針

Ⅰ　はじめに

令和７年第１回村議会定例会の開催にあたり、教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化の進展や生成ＡＩ等デジタル技術の発展などにより、人々の価値観やワークスタイルが大きく変わる中、社会環境が急速に変化し、将来の予測が困難な時代となってきています。

このような変化の激しい時代を生きる子どもたちには、持続可能な社会の創り手として、自らの良さや可能性を認識するとともに、全ての人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていく資質と能力の育成が求められており、教育が果たす役割がますます重要となってきています。

教育委員会といたしましては、国が２０２０年代を通じて実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築に向け、子どもたちの学びや教職員を支える環境の整備など、豊かな教育の実現を目指して、教育行政を推進してまいります。

Ⅱ　施策の展開

次に、令和７年度の主要な施策について申し上げます。

１　学校教育の推進

現行の学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、その際には、子どもたちの資質・能力育成のため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に繋げていくことを求めています。

本村においては、過去４年間に亘る新型コロナウイルス感染症による様々な制約に苦しみながらも、ＩＣＴを活用した授業改善を着実に進めています。

(1) 確かな学力の育成

令和６年度の「全国学力・学習状況調査」では、小学校、中学校ともに、４年続けて平均正答率が全道、全国平均を上回っています。

各学校では学力向上に向けそれぞれ、個に応じた指導の充実を図るとともに、小学校では朝学習・放課後学習や長期休業期間の補充学習で、基本的な知識・技能の習得を図り、中学校では朝学習・放課後学習や長期休業期間における講習会で、苦手教科の克服などに取り組んでいます。

これらに加え、家庭での学習習慣が確立してきたことが、成果として表れているものと考えられます。継続した取り組みを進めてまいります。

また、英語検定、数学・算数検定、漢字検定に係る検定料の補助を引き続き行います。

義務教育９年間の統一した学習規律や授業の流れ、「全国学力・学習状況調査」などの分析結果や教科の系統性を踏まえた指導方法など、小学校・中学校間で共有を図っています。

中学校から小学校への乗り入れ授業も英語、体育、音楽の教科で実施し、教科の基礎力の向上と授業改善に努めます。

なお、これら小学校・中学校間の連携・接続は、調査・検討を行っている小中一貫教育としての義務教育学校などの導入に、繋がっていくものと考えます。

また、小学校高学年における教科担任制につきましては、教員の専門性を生かしながら、積極的に実施してまいります。

ＩＣＴを活用した学びの充実についてでありますが、情報の収集や整理、課題解決、個々の考えの共有、学びの蓄積など、効果的に行うことができてきています。

なお、ＧＩＧＡスクール構想により整備したタブレット端末ですが、バッテリー等の耐用年数が３年～５年程度とされており、更新の時期を迎えることから、端末の更新を行います。

また、研修を通じて教員のＩＣＴ活用能力の向上に、引き続き取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、島牧村特別支援連携協議会を開催し、福祉課等と情報を共有・連携するなかで、一貫した指導、支援に向けた取り組みを続けてまいります。

また、昨年度開設した通級による指導は、特別支援学級相当とは認められない児童を対象に、障がいに応じた特別の指導を

行っており、保護者から評価をいただいています。
今後も、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ってまいります。

次に、寿都高等学校についてですが、島牧から通学できる高校として欠かすことができない学校となっています。
高校では、北海道高等学校遠隔授業配信センターから配信されるハイレベルな授業を受けることができ、様々な受験に向けた学習が行えるなど、札幌など都市部の学校に負けない取り組みを行っており、毎年のように国公立大学、各種専門学校や公務員試験の合格者を出しています。
各種模擬試験、資格取得検定などの受検経費の助成を、引き続き行ってまいります。

(2) 豊かな人間性の育成
子どもたちには、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。
ここ数年の道内で発生している重要犯罪の状況を見ますと、旭川市や江別市で発生した事件の加害者は、義務教育を終え数年しか経っていない十代後半から二十代前半の若者でした。
この様な現状を見ますと、義務教育９年間で道徳性を養っていくことが、これまで以上に重要と考えます。
指導方法の工夫・改善に努めながら、道徳の時間を中心に教育活動全体を通じ、倫理観や規範意識、命の大切さ、思いやりや感謝の心など、道徳的諸価値の意義や大切さについて理解させる学習を進めてまいります。

いじめ対応につきましては、「島牧村いじめ防止基本方針」及び各学校が策定している「いじめ防止基本方針」を基に、アンケート調査や教育相談などを行い、細かな情報共有を徹底し、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

読書は子どもたちの、「語彙力」「集中力」「読解力」「論理的思考力」などが育ち、豊かな人間性の向上に繋がります。

日頃から読書に親しむことができるよう、朝読書を推進し、望ましい読書習慣の形成に努めてまいります。

(3) 健やかな体の育成

令和６年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ますと、小学校・中学校ともに、課題であった走力や持久力の改善が見られました。また、運動を楽しいと感じる子どもたちも増えています。

体育の授業をはじめ、日常的な運動の確保などで、基礎体力づくりに取り組んでいます。

今後とも、子どもたちの発達段階に応じた体力の向上、健康の確保に努めます。

食育の取り組みについてですが、食事の重要性、食事の喜びや楽しさを理解するため、正しい知識・情報に基づいて、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるよう、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を通じて、食に関する指導を進めてまいります。

また、虫歯の予防に係る「フッ化物洗口」につきましては、引き続き、希望者を対象に実施してまいります。

(4) 地域とともにある学校づくり

各学校においては、学校だよりやホームページによる教育活動の情報発信や、総合的な学習の時間でのふるさと学習を通して、信頼される開かれた学校づくりを進めます。

また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）で、学校と地域が課題を共有し、パートナーとして連携・協働しながら、学校づくりを推進してまいります。

防災教育についてです。

昨年１月１日に発生した能登半島地震から１年がたちました。被災にあった現地の学校施設も少しずつ復旧し、通常授業も行われるようになってきているようです。

本村の学校においては、災害の発生を想定し、地震・津波マニュアルの点検、「１日防災学校」での避難場所や避難経路の確認、段ボールベッドの組立体験などの避難所運営学習を通じ、防災意識の向上を図ります。

今後も地域と連携しながら、防災教育を進めてまいります。

教職員の資質・能力の向上についてであります。

教員には、教育の専門家として、多様化する教育課題に対応できる専門性を身に付け、確かな教育活動が遂行できるよう、資質能力の向上に主体的に取り組むことが求められています。

このため、各学校における校内研修の充実を図るとともに、後志教育研修センターや道立教育研究所の研修講座への受講を勧めるとともに、村教育研究会へ支援してまいります。

また、後志教育局と連携した島牧村スキルアップ研修会など、教職員の資質・能力の育成に努めてまいります。

学校における働き方改革については、昨年４月に「島牧村立学校における働き方改革行動計画（第３期）」を策定し、目標と重点的に実施する取組を設定したところであり、目標の達成に向け取り組んでまいります。

（5）教育環境の整備

小学校に配備しているスクールバスは、平成２３年に購入１４年が経過しました。下回りの錆や老朽化に伴う修繕費用が増加していることなどから、車両の更新を行います。

２　生涯学習の推進

（1）社会教育の推進

社会教育は、村民の方々に、心の豊かさと潤いをもたらし、心身ともに健康で生きがいのある生活を送る上で、重要な役割を担っており、継続的な取り組みを行ってまいります。

まず、「青少年教育」についてですが、青少年期は「生きる力」や「豊かな人間性」を育むための重要な時期です。

子どもたちには、成長の各時期に望まれる様々な体験を通じて、創造性や協調性などを身に付け、健やかに成長させることが大切です。

引き続き、地域の団体等の御支援、御協力をいただきながら、漁業や農業など地域の特性を生かし、自然や文化に理解を深める「ふるさと教室」などの体験活動を実施してまいります。

また、児童の放課後の安全確保と健全な育成を目的として実施している「放課後児童クラブ」については、安全・安心な運営に努めてまいります。

次に、「人材育成事業」につきましては、「むらづくり・人づくり講演会」、「小学生国内視察研修」を引き続き実施します。

なお、講演会については、小中学生等も興味が持てる講師を招いて開催してまいります。

(2) 芸術文化の振興

芸術・文化は、私たちに感動や楽しさ、心の安らぎを生む活動であり、心豊かな生活を実現させていく上で不可欠なものです。

学校における「芸術等鑑賞事業」の実施や「文化祭」、「ふるさと演芸会」を開催し、村民の方々の芸術・文化に親しむ機会と活動を支援してまいります。

また、家庭での読書の機会を推進するため、図書の充実を図りながら、移動図書を実施してまいります。

(3) スポーツの振興

スポーツの推進につきましては、生涯にわたるスポーツ活動が、豊かな人格の形成や健康で充実した生活を営む上で、極めて重要な役割を果たしていることから、「村民大運動会」、「パークゴルフ大会」、「ボッチャ大会」を開催し、村民の皆さんの運動する機会と健康づくりを推進してまいります。

また、スポーツ少年団・スポーツ団体の活動を支援してまいります。

本年度も各事業につきましては、感染症対策等をしっかり行い、実施してまいります。

Ⅲ　むすび

以上、令和７年度に取り組む主要な施策について申し上げました。

教育委員会といたしましては、教育に対する課題やニーズが多様化している今、諸課題に迅速に対応するとともに、村理事者、教育関係者等と連携を図り、関係団体の御協力もいただきながら、本村教育の充実・発展に取り組んでまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。